

「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」の取りまとめ報告書を踏まえた検討結果について（法務省）

令和3年1月15日

1 平成27年6月、非常に長期にわたる事件の裁判員制度対象事件からの除外に関する規定の創設等を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が成立し、同年12月に施行されました。

改正法附則第3項においては、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、法務省では、同項に基づく検討を行うに当たり、幅広く国民の皆様の御意見を反映する観点から、「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」（以下「本検討会」といいます。）を開催しました。

本検討会は、刑事法研究者や裁判所・日弁連・検察庁・警察庁の関係者のほか、被害者団体関係者等の有識者から構成されるものであり、平成31年1月から令和2年12月まで、合計16回にわたり開催されました。本検討会では、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人等の裁判員裁判関係者からヒアリングを行うなどした上で、制度・運用の両面について、委員の皆様による活発な意見交換が行われました。

そして、同月21日に公表した本検討会の「取りまとめ報告書」においては、上記改正後の施行状況を含めて、裁判員制度は、おおむね順調に運用されていると評価された一方で、例えば、

- 被害者等に対する公判前整理手続の経過についての情報提供
- 被害者等の心情への配慮
- 守秘義務の範囲の説明
- 裁判員等の参加促進に向けた対策

などについて、運用上の課題を指摘し、改善を求める多くの有益な意見が述べられたとした上で、これらについて、法曹三者をはじめとする関係者が裁判員制度導入の意義に立ち返り、より一層の工夫に努めることで、裁判員制度のより一層適切な運用が図られることを期待する、とされました。

2 法務省においては、「取りまとめ報告書」を踏まえて、改正法附則第3項に基づく検討をした結果、同項の「所要の措置」として、法改正を要するものはない一方で、同報告書において裁判員制度の社会的意義や制度導入の背景を広く国民に理解していただくことの重要性についての指摘がされたことに鑑み、裁判員制度に関する広報活動や小・中学生、高校生を対象とした法教育等の取組をより一層進めていく必要があるとの結論に至りました。法務省としては、こうした取組等を通じて、引き続き、裁判員制度が我が国の司法制度の基盤として重要な役割を果たすことができるよう努めてまいります。

また、検察においては、被害者等に対する公判前整理手続の経過・結果等に関する適切な説明、被害者等の公判期日等の指定に関する要望への配慮、被害者等のための制度等に関する具体的な情報提供により一層努めていくこととしました。

そして、裁判所においては、裁判官及び職員に「取りまとめ報告書」が周知されるとともに、運用上の課題として指摘された①被害者等の心情への配慮、②守秘義務の範囲の説明、③裁判員等の参加促進に関して、具体的な取組例が共有されたほか、裁判員制度ウェブサイトのQ&Aが改訂されたところであり、裁判員裁判の運用について検討を続けることとしています。